

# 第1章 適正規模・適正配置について

## 1 市内の児童生徒数の推移

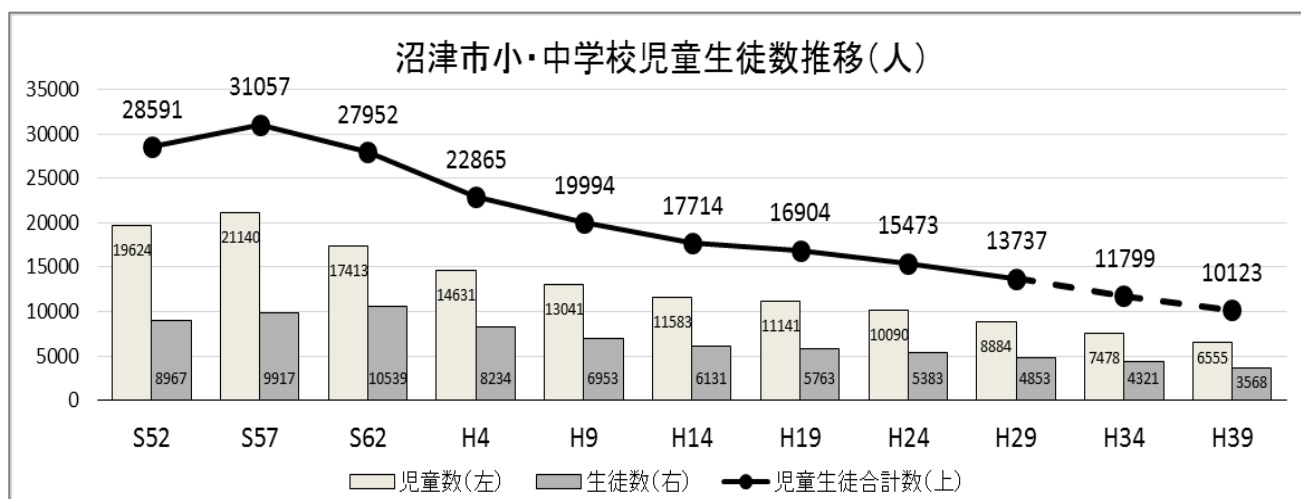
### (1) 全体的な傾向

沼津市立小・中学校の児童生徒数は、昭和57年度の31,057人をピークに、その後徐々に減少を続け、平成29年度は13,737人となり、ピーク時の半分以下にまで減少しています。

今後は、市内全体の傾向として更なる児童生徒数の減少が見込まれ、平成39年度には10,000人程度になると予想されています\*。

そのような状況の中で、市内沿岸部の地域においては、児童生徒数の著しい減少傾向が見られます。

その一方で、市内北部の地域においては、児童生徒数の増加傾向が見られるなど、地域によって児童生徒数の変化の違いが見られます。



\* 沼津市小・中学校児童生徒数推移は、平成29年までは実数で記載。平成34年と平成39年の数値は、出生数の推移に基づく推計

[平成29年3月 地域まちづくり研究所 作成]

### (2) 小学校・中学校区ごとの傾向

児童生徒数の平成29年の数値は平成29年5月1日現在の児童生徒数。平成30年から平成39年までの数値は出生数に基づく推計。ただし、平成34年以降の小学校児童数(表の網掛け部分)は出生数の推移に基づく推計。

[平成29年3月 地域まちづくり研究所 作成]

(小学校在籍児童数) ↓特別支援学級を除く学級数

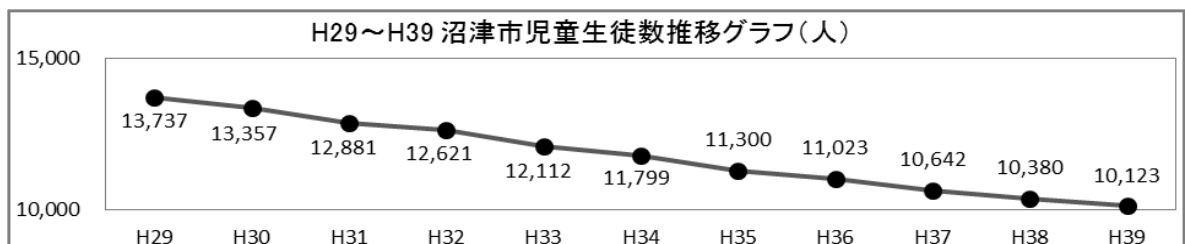
	小学校	H29	学級数	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
	第一小	304	(11)	302	294	278	263	241	239	231	221	217	213
	第二小	195	(8)	192	183	181	168	164	163	153	147	145	150
	第三小	406	(14)	390	356	331	301	286	274	266	256	263	261
	第四小	511	(18)	514	493	480	432	434	423	413	417	413	423
	第五小	520	(18)	515	509	515	495	485	470	460	449	441	456
	開北小	365	(13)	357	351	324	301	279	251	238	224	223	212
※	千本小	55	(6)	54	53	51	43	39	38	37	34	34	35
	片浜小	415	(15)	386	377	360	339	314	307	303	287	287	289
	金岡小	769	(24)	754	736	741	720	706	676	684	684	660	645
	大岡小	408	(14)	405	380	371	355	335	311	274	255	233	216
	静浦小	171	(6)	168	153	159	149	133	122	117	116	112	116
	愛鷹小	657	(22)	635	600	579	556	527	488	455	436	414	394
※	大平小	149	(7)	132	138	128	129	129	126	128	124	116	117
※	内浦小	51	(5)	47	39	40	33	31	26	25	25	26	30
※	西浦小	60	(6)	59	59	57	55	45	43	42	39	39	39
	原小	649	(21)	626	593	568	549	551	547	547	545	538	524
	浮島小	226	(7)	220	213	189	191	185	174	169	162	160	151
	香貫小	528	(18)	511	493	458	423	404	397	390	378	381	376
	門池小	761	(24)	799	818	835	846	869	851	857	838	830	791
	今沢小	365	(13)	345	344	321	321	297	281	272	255	242	233
	沢田小	385	(13)	367	352	346	343	318	305	292	285	276	266
	原東小	319	(12)	294	251	249	229	229	219	224	225	210	207
※	大岡南小	533	(20)	499	494	493	463	448	441	429	407	392	388
※	戸田小	82	(6)	71	64	49	42	29	27	23	20	20	23

※は、現在もしくは10年以内に複式学級の発生が予想される学校

(中学校在籍生徒数)

	中学校	H29	学級数	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
	第一中	128	(5)	141	167	170	165	144	142	140	144	134	122
	第二中	131	(6)	123	109	115	102	96	88	92	96	86	75
	第三中	520	(16)	500	450	466	440	425	382	359	318	300	290
	第四中	297	(9)	276	266	282	268	270	247	239	224	198	208
	第五中	401	(13)	427	425	437	428	436	417	414	385	363	335
	片浜中	203	(7)	193	185	177	174	165	151	145	140	136	121
	金岡中	605	(18)	557	520	525	529	543	509	476	461	473	471
	大岡中	519	(15)	504	461	435	407	396	384	385	388	358	325
	静浦一貫	87	(3)	66	60	71	65	69	63	57	56	55	49
	愛鷹中	384	(12)	357	332	312	291	291	284	272	252	238	223
	大平中	102	(4)	73	75	61	64	52	54	56	59	58	56
	長井崎中	69	(3)	66	53	53	51	54	47	41	38	36	30
	原中	403	(14)	435	419	399	364	355	325	300	288	287	313
	浮島中	113	(5)	99	115	114	106	92	90	91	83	87	80
	門池中	334	(12)	329	323	356	358	403	395	412	383	399	404
	今沢中	271	(9)	281	297	269	278	247	246	237	233	235	208
	戸田中	46	(3)	48	41	36	36	43	37	38	25	25	18

(平成29年 市立沼津高等学校中等部生徒数は240人、6学級)



## 2 市内小・中学校の現状

### (1) 学校の規模等

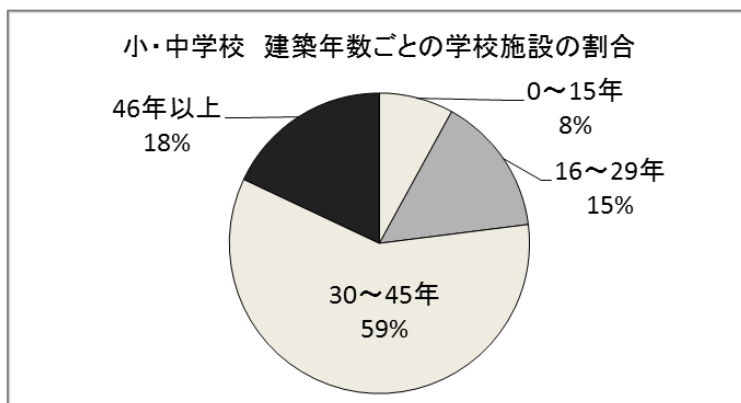
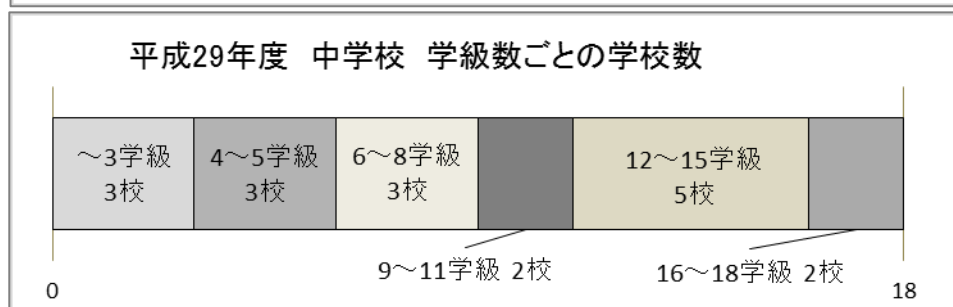
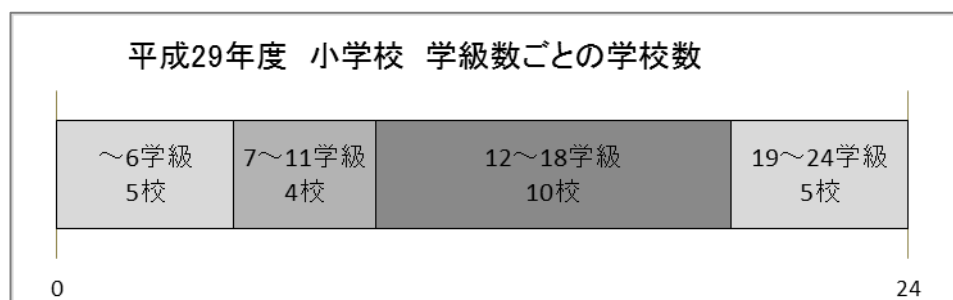
平成29年度の市内小学校には、11学級以下（特別支援学級は除く）の学校が9校あります。その中でも6学級以下の小学校が5校あり、今後、更なる児童数の減少が見込まれています。

その一方で、今後の児童数の増加により25学級以上の大規模校になる可能性がある学校も存在します。

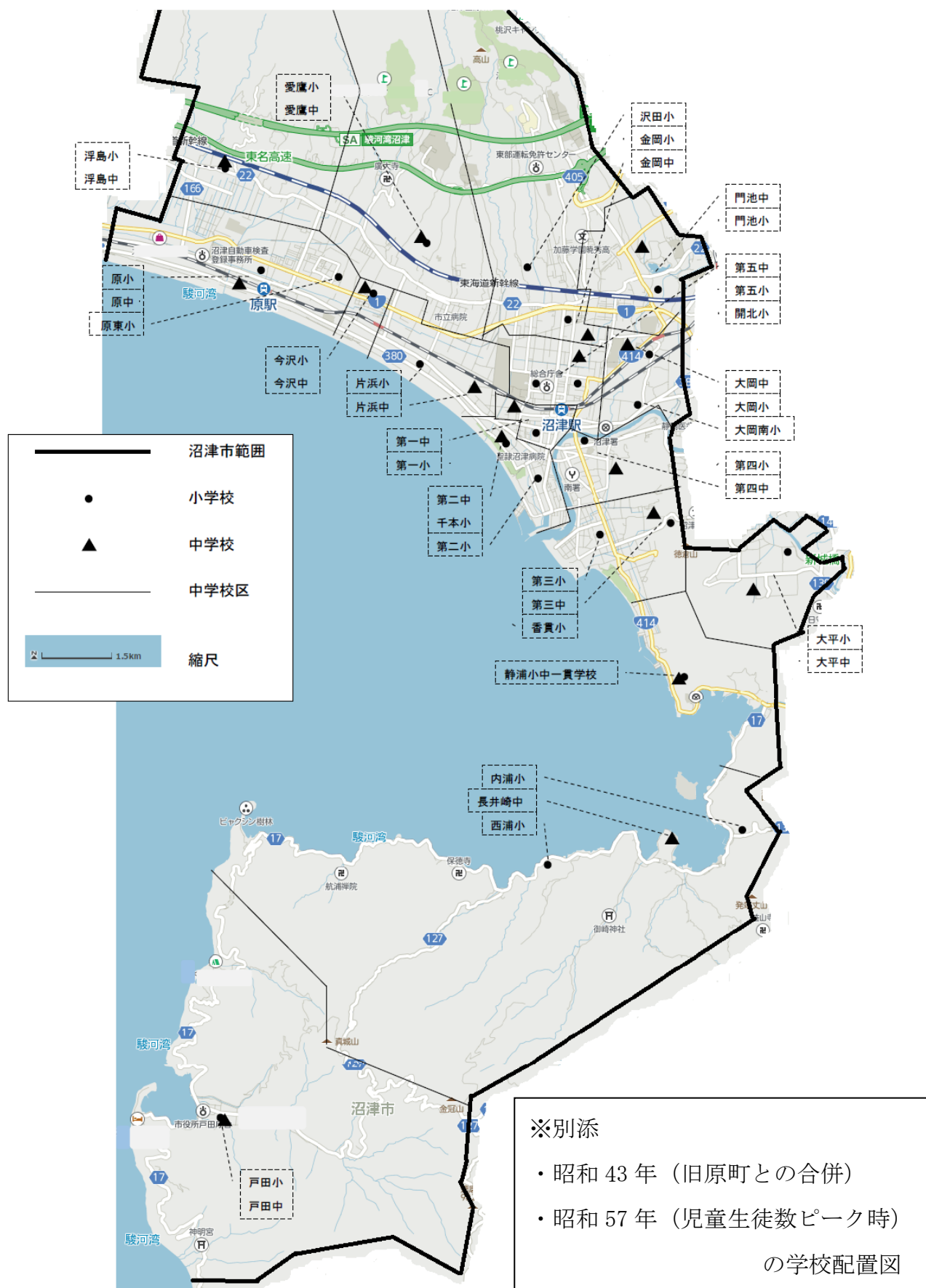
市内の中学校には、5学級以下の学校が6校あります。その中でも3学級以下の中学校が3校あり、今後の更なる生徒数の減少が見込まれています。

現在、19学級を超える規模になる可能性がある学校はありません。

また、各校舎、体育館、給食棟等の学校施設167棟のうち129棟（約77%）の建物が建築後、30年以上経過しており、校舎等の老朽化も大きな課題となっています。



(2) 学校の配置 (略図)



### 3 望ましい学校規模、1学級当たりの児童生徒数、配置について

学校では、児童生徒が単に教科等の知識や技能を習得するだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることや、ふるさとを大切にすることを養うことが重要です。

そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えます。

#### (1) 学校規模について

学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定され、同規則第79条において、この規定は中学校にも準用するとされています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、適正な規模の条件は、基本的には「学級数がおおむね12学級から18学級までであること。」

「5学級以下の学級数の学校と12学級から18学級までの学級数の学校とを統合する場合においては24学級までとする」と規定されています。

なお、学校の小規模化・大規模化に伴うメリットやデメリットについては以下のようなものが挙げられます。

(学級数が少ないことによるメリットとデメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・意見感想を発表できる機会が多い。</li><li>・一人一人がリーダーを務める機会が多い。</li><li>・運動場や体育館、特別教室など余裕をもって使える。</li><li>・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導を行いやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒の人間関係が固定化しやすい。</li><li>・クラス替えが全部又は一部の学年でできない。</li><li>・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができにくい。</li><li>・多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。</li><li>・クラブ活動や部活動の種類が限定されやすい。</li></ul>

(学級数が多いことによるメリットとデメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えを多様に行うことができ、児童生徒の人間関係が広がる。</li> <li>・児童生徒がお互いに切磋琢磨しあう機会が増える。</li> <li>・多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れる機会が増える。</li> <li>・クラブ活動や部活動の選択の幅が広がる。</li> <li>・運動会やクラス対抗競技などに大人数で臨むことで教育活動に活気が出る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人が活躍する場や機会が減る。</li> <li>・特別教室や体育館、プール等の利用に当たって制約が出てくる。</li> <li>・一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難になる。</li> <li>・緊急時の一斉行動に時間がかかったり安全面で課題が出たりする。</li> </ul>

以上のように、学級数が少ない場合と多い場合のそれぞれのメリット・デメリットについて比較すると、一定の学校規模の確保が、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備することにつながると考えます。

(2) 1学級当たりの児童生徒数について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、1学級の児童生徒数は40人以下と定められています。ただし、小学校1年生においては35人以下が標準であり、小学校2年生においては国加配により35人以下となっています。

また、静岡県においては、以下のように「静岡式35人学級編制」を実施しています。  
(平成28年度)

小学校3年生 ～6年生	・2学級以上かつ1学級の平均人数が35人を超える場合には、1学級35人以下(下限25人)の学級を編制することができる。
中学校全学年	・1学級の平均人数が35人を超える場合には、1学級35人以下(下限なし)の学級を編制することができる。(弾力化)

1学級当たりの人数が35人になると、40人の時よりも児童生徒一人一人に対してきめ細かな指導が可能になったり、教室内の空間にも余裕ができたりすることから、本市においては今後も1学級当たりの人数は35人以下が適切であると考えます。

### (3) 学校配置について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、公立の小学校及び中学校の配置に関しては、基本的には「通学距離が小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。」と規定されています。

なお、文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、通学時間について、「おおむね1時間以内を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である」とされています。

なお、本市においては、小学校あるいは中学校同士が近接している地域がある一方で、その学校を除いて近隣に学校がない地域があります。

学校は、教育施設であるとともに防災拠点でもあり、地域のまちづくりや地域住民の交流の場として活用されるなど地域コミュニティの形成に重要な役割を担っているため、適正な学校配置については十分な検討が必要となります。

したがって、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備すること、教育の質の更なる充実を図ることを一番の目的としながらも、同時に、地域の方々と話し合っていくことが重要であると考えます。

#### 4 基本的な考え方

##### (1) 適正規模について

###### ① 小学校の適正規模

12 学級以上 24 学級以下（特別支援学級を除き各学年 2～4 学級）

国は、12 学級以上 18 学級以下を標準としていますが、本市においては、現在、そして将来的にも地区によっては 19 学級以上 24 学級以下になる学校が一定数存在することや、そのような地区の学校でも一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなるというような状況にはならないと想定されるため、12 学級以上 24 学級以下が望ましい学校規模であると考えます。

###### ② 中学校の適正規模

9 学級以上 18 学級以下（特別支援学級を除き各学年 3～6 学級）

国は、12 学級以上 18 学級以下を標準としていますが、本市においては、現在、そして将来的にも地区によっては 9 学級以上 11 学級以下になる学校が一定数存在することや、そのような地区の学校でも全学年でクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり免許外指導を解消したりすることが可能であると想定されるため、9 学級以上 18 学級以下が望ましい学校規模であると考えます。

##### (2) 適正配置について

通学距離・・・小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内  
通学時間・・・小・中学校ともに、おおむね 1 時間以内

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条」及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に定められている距離や時間が、本市においても適正であり、望ましい学校配置であると考えます。



### (3) 学校施設整備について

#### ① 目的

学校施設の整備にあたっては、児童生徒にとっての安全・安心な施設環境の確保はもとより、老朽化した建物や設備の更新を図るだけでなく、財源確保を図りつつ、地域性にあつたよりよい教育環境の向上、地域コミュニティの形成を視野に入れた再生を行うことが重要です。

学校施設の整備計画は、中長期的な維持管理コストの縮減、予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能を確保するため老朽化の状況と地域における学校施設の役割等を考慮した中で、中長期的な施設整備の具体的な方針を示すものです。

#### ② 整備にあたっての前提条件の整理

児童生徒数の状況に応じた必要教室数等の考え方

- ・児童生徒数の状況に応じた保有教室数等(普通教室、特別教室、図書館、体育館、保健室、給食室等)の考え方、積算方法
- ・余裕教室などの空きスペースの有効活用

#### ③ 整備手法を含めた基本的な考え方

<全体的な施設整備の考え方>

施設の老朽化の状況や地域の児童生徒数の現状、将来推計を踏まえた学校配置の適正化を含め、既存施設の活用の有無について総合的な判断が必要です。

なお、整備する必要性があると判断した場合には、施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、コストを抑えながら建て替えと同等程度の教育環境を確保しつつ、長期間の延命化、工事費用の縮減、工期の短縮が見込めるほか、減築等、施設の一部改造が可能となる新たな改修方法である「長寿命化改修」により実施することを基本とします。

<小規模化が見込まれる地域の施設整備の考え方>

児童生徒数の減少により小規模化が見込まれる地域については、施設集約化を踏まえた学校統合や小中一貫学校化の可否について協議の上、既存施設を活用した「施設一体型」を原則として整備するとともに、求められる機能の充実等、よりよい教育環境の向上や施設の効率化を図ります。

<大規模化が見込まれる地域の施設整備の考え方>

児童生徒数の増加により、大規模化が見込まれる地域については、将来的な人口の推移を見極めながら、増築を含めた既存施設の改修により延命化を図り、教室の確保、求められる機能の充実等、よりよい教育環境の向上を図ります。

#### (4) 適正化の推進に当たって配慮すべき点等

児童生徒数が減少していく状況下にあっても、単に児童生徒数のみに着目した学校規模や学校配置の適正化ではなく、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実の観点で最も重要です。

また、学校は地域にとって様々な点において重要な役割を担っているため、適正化に当たっては地域の方々と話し合うことが大切です。

その他にも、以下のような点に配慮しながら適正化を図ります。

- 学校配置の適正化に当たっては、「第4次沼津市総合計画」、「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「都市計画マスタープラン」など、本市の各種政策を推進するための方針や目標を定めた計画との整合や連携を図り、その理念に沿った学校配置の適正化に努めます。
- 市内小中学校の42校のうち33校は、地域の防災拠点として避難所等に指定されています。学校配置の適正化に伴い、地域によっては避難所等の一部または全部に変更が生じる場合があることから、その代替機能の確保を含め、地域防災力の低下を招かないよう地域住民と十分な協議をしながら検討します。
- 学校は、地域のまちづくりや地域住民の交流の場として活用されるなど、地域コミュニティの重要な役割を担っているため、適正化は、地域住民との協議により検討していきます。  
また、中学校区の再編等に当たっては、地域の様々な活動が中学校区単位で実施されているため、地域住民との慎重な協議により進めていく必要があります。
- 学校施設は公共施設の約4割を占め、学校施設のうち約75%は建築後30年以上が経過しており、校舎等の老朽化が大きな課題となっています。施設の更新や改修に当たっては、地域の学校規模に応じ統合や減築、増築を含め効率的な施設整備に努めます。
- 統合等による学校施設跡地の活用については、中長期的視点から、人口、世代構成、周辺施設の状況、地元住民の要望などを総合的に勘案して、跡施設の利用方法を検討します。

- 適正化の対象地区には、「地区推進委員会」を設置し、「概略方針」「基本方針」に基づき、丁寧な説明を行います。また、よりよい教育環境について学校関係者、保護者、地域住民とともに多方面から検討し、協議内容については、「推進委員会だより」の発行などにより、地域の皆さんにお知らせします。
- 「概略方針」「基本方針」及びこれらに基づいた、市内公立小中学校の現状とこれから予想される状況、今後の方針などの説明を市のホームページ、「広報ぬまづ」「教育委員会だより」「沼津の教育」等で公表します。
- 適正化後の児童生徒の通学に関しては、通学路の変更に伴い、道路事情等の通学路の安全性に十分配慮するとともに、安全性を高めるための必要な対策について、学校をはじめ地域住民や保護者、関係機関との調整を図ります。
- 特別支援学級の児童生徒に対しては、個別の支援計画等を確実に引き継ぐなど、新たな学校生活への円滑な移行のため、一層きめ細かな配慮に努めます。
- 外国人児童生徒に対しては、外国人児童生徒相談員等の支援を得ながら、必要な事柄に関して保護者や本人に説明するほか、保護者や本人とともに統合先の学校を訪問するなど、きめ細かな配慮に努めます。
- 本方針は、社会情勢の変化や制度改正、更には各地区における児童生徒数の現状や今後の定期的な人口動態調査による児童生徒数の将来推計を踏まえる中で、必要に応じて見直します。